

# ごみ減量・リサイクル優良・推進事業所募集

ごみの減量や資源のリサイクルに積極的に取り組んでいる事業所を募集します。

## 制度概要

ごみの分別や減量化、資源リサイクルに関する取組状況や啓発活動などを審査し、基準を達成した事業所を「大野城市ごみ減量・リサイクル優良事業所」に認定、「大野城市ごみ減量・リサイクル推進事業所」に登録します。

また、「優良事業所」のうち、表彰基準を達成した事業所を表彰します。

※優良事業所認定基準は推進事業所登録基準より、厳しい基準となっています。

「優良事業所」には認定証とステッカー、缶バッジ、「推進事業所」にはステッカーを渡します。ステッカーにデザインされている認定または登録ロゴマークは、事業所のホームページや名刺などに使用できます。

また、事業所の取り組みは、広報「大野城」や市ホームページで紹介します。

●優良事業所 平成28年度は75社が優良事業所として認定されました。

●推進事業所(優良事業所の簡易版) 平成28年度は26社が推進事業所として登録されました。

●認定(表彰)・登録の条件 各項目に設定された条件を一定基準以上達成すると認定(表彰)または、登録されます。(詳しくは市ホームページを参照)

●認定・登録の有効期間 認定・登録日から2年間

※平成27年度に認定・登録された事業所も再度申請が必要です。

## ●事業所のメリット

◇認定または登録されることにより、ごみ減量に努力している事業所として企業イメージが向上

◇自社で取り組んでいるごみ減量・リサイクル活動を広報「大野城」や市ホームページ、報道機関などで紹介

◇廃棄物処理に対するコスト意識が高まり、経費が削減

●申請方法 認定または登録申請書(申請先で配布、または市ホームページからダウンロード)に必要な事項を記入し提出

●申請期限 9月29日(金)

## 認定(表彰)・登録基準(一部抜粋)

項目	内容
発生抑制	◇物品の調達や在庫を適正に管理し、廃棄物の発生抑制に努めている ◇販売した商品について、故障や破損などによる修繕依頼を積極的に受け入れている など
再利用・再生利用	◇チラシ、包装紙などに再生紙を利用している ◇せん定枝や木製家具などを資源物として排出している など
啓発活動など	◇ごみの分別・減量・再資源化について、事業所内で問題提起を行っている ◇ISO14001または相当規格の認証取得 など

## 事業所から出るごみの現状

市の平成27年度のごみの排出量は年間2万7223トンで、そのうち7396トン(前年度比マイナス402トン)は、事業所から出されたごみです。

数年前からあまり減少していない事業系ごみの減量は、緊急の課題となっています。皆さんの協力をお願いします。

## ●申し込みと問い合わせ先

環境・最終処分場対策課廃棄物・最終処分場担当

☎(580)1889



▲登録ロゴマーク



▲認定ロゴマーク